

公務災害補償等認定委員会 会議録

1 日 時

平成26年12月16日（火）午後1時30分から

2 場 所

埼玉県庁本庁舎3階 総務部会議室

3 出席委員

委員長	平原	興
委員	新藤	健
委員	根本	純子
委員	佐藤	あけみ
委員	本間	健司

4 議事の要領

事案1

委員

この事案について、何か質問はありますでしょうか。

委員

療養の期間について5か月とあるが、骨折にしては治療期間が長いのではないか。
被災職員の現在の通院状況はいかがか。

事務局

直近の通院状況につきましては、11月15日に通院をしております。
現在もまだ通院中で、次回が12月の下旬にもう一度受診をする予定となっております。

委員

治療の推移についても説明していただきたい。

事務局

手術は行っておりません。当初は、ギプスで固定をして、痛み止めを処方されていま

した。

また、当初は2週間に1回のペースで通院をしておりましたが、10月末にギプスが取れて、その後は月に1回のペースで通院し、薬のみの処方となっています。

委員

リハビリの治療は特にしていないのか。

事務局

今は、まだやっておりません。

委員

災害発生日以降の出勤状況はいかがか。

事務局

被災後、8月中に5日間欠勤をしており、9月2日から職場復帰をしております。

委員

もともと、毎日通勤する職員ではないということか。

事務局

はい。1か月に6日間の勤務形態となっております。

委員

他に質問はありますか。

委員

災害発生報告書によると、雇用期間が6月9日から9月30日までとなっている。雇用期間以降の治療費についても補償されるのか。

事務局

雇用期間以降についても、療養している場合は補償されます。

参考までに、被災職員は任期が更新されておまして、12月31日まで同じ場所で臨時職員として働いています。

委員

9月以降についても受診をしているとのことだが、欠勤はしているのか。

事務局

9月以降についての欠勤の報告は受けておりません。

委員

ここで基本的に論ずるべきところは、公務遂行性・公務起因性を満たしているのかという点になると思う。

この点について、事案の説明を聞いた上での御意見をいただきたい。

委員

事務局の説明のとおりだと思う。治療期間が長いのではないかという印象はあるが、公務遂行性・公務起因性ともに認められると考える。

委員

公務災害と認定した上での適正な治療期間については、ここで論ずるのは、また別の論点になるが、治療が長引かないように留意する必要があると思う。

事務局からの説明によると、通院自体は継続しているようだが、おそらく負傷部位の疼痛について治療をしているものであり、被災職員が意図的に通院を長引かせているものではないと思うので、今後とも、治療期間については留意していただきたい。

本委員会の結論としましては、事務局の説明のとおり、公務遂行性・公務起因性ともに認めるという結論を出させていただけたいと思うが、よろしいでしょうか。

(全員同意)

委員

では、本件につきましては、公務上の災害として認められる旨の意見として決定をさせていただきます。